

## 構造計算適合性判定業務にかかる判定手数料

仮受付後、当センター指定の口座へ振り込みをお願いします。なお、振込手数料は申請者等の負担となります。

一の建築物毎の 判定対象床面積	構造計算方法	
	大臣認定プログラムにより 行われたもの	左記以外の方法により 行われたもの
1,000m <sup>2</sup> 以内のもの	¥122,000	¥175,000
1,000m <sup>2</sup> を超え、2,000m <sup>2</sup> 以内のもの	¥150,000	¥230,000
2,000m <sup>2</sup> を超え、10,000m <sup>2</sup> 以内のもの	¥164,000	¥262,000
10,000m <sup>2</sup> を超え、50,000m <sup>2</sup> 以内のもの	¥205,000	¥345,000
50,000m <sup>2</sup> を超えるもの	¥344,000	¥625,000

※構造計算方法が「大臣認定プログラムにより行われたもの」とは、大臣認定プログラムによる構造計算によって安全性を確かめた建築物にかかるものであり、かつ、建築基準法施行規則第1条の3第1項第1号ロ(2)ただし書きに規定する磁気ディスクの提出があったものをいいます。また「左記以外の方法により行われたもの」とは、判定を要するもののうち、「大臣認定プログラムにより行われたもの」以外のものをいいます。